

南予教育事務所地域教育推進課

1 目 的

市町教育委員会や各幼稚園・小・中学校からの要請により、地域教育推進課指導主事及び社会教育主事が当該校等を訪問し、当面する教育課程実施上の課題や生徒指導上の諸課題について解決を図るための支援をしたり、協議を深めたりすることにより、管内の教育活動の一層の充実を図る。

2 訪 問 者

南予教育事務所地域教育推進課の課長・指導主事・社会教育主事

3 訪問の主な視点

- (1) 学習指導の工夫・改善について
- (2) 生徒指導上の諸課題の解決について
- (3) 課題別研修の充実について（研究指定校を含む）
- (4) 特別支援教育の充実について
- (5) 基礎研修等の充実について
- (6) 家庭・地域と連携した教育の充実について
- (7) 市町等の教科部会や研修等について
- (8) 幼児教育の充実および幼・小・保の連携について

4 訪問時の日程

学校における訪問は、日常の教育活動を行うことを基本とする。校内研修の充実に資する訪問となるよう、授業研究や公開授業、事例研究、演習等、研修内容に応じた日程を設定する。

（例1）研究授業→研究協議→事務所からの指導助言

（例2）学校の取組説明→事務所からの指導助言

5 準備資料

協議に参考となる資料を、必要に応じて準備する。

6 訪問実施時期

令和8年6月1日（月）～令和9年2月12日（金）

※ 実施時期以外で訪問を希望する場合は、別途ご相談ください。

7 留意事項

- (1) 申込みは、実施希望日の原則4週間前までに所属の市町教育委員会へ提出してください。教育委員会にて依頼内容を確認後、教育事務所へ提出されます。
- (2) 申込数や実施時期により、教育事務所の業務に支障が出る可能性がある場合には、訪問をお断りすることもあります。
- (3) 授業研究の場合は、当該指導案（略案可）を実施日の2週間前までに担当指導主事までご提出ください。

南予教育事務所地域教育推進課長宛て（担当：中村 慎吾）

E-mail : nakamura-shingo@pref.ehime.lg.jp

- (4) 訪問日当日は、近隣校の教員が参加しても構いません。